
	実務対応
プロジェクト	取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い
項目	本日の審議事項

これまでの経緯

1. 企業会計基準委員会では、2020 年 9 月 11 日に、次の公開草案（以下、これらを合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
 - (1) 実務対応報告公開草案第 60 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」
 - (2) 企業会計基準公開草案第 70 号（企業会計基準第 5 号の改正案）「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」
 - (3) 企業会計基準適用指針公開草案第 69 号（企業会計基準適用指針第 8 号の改正案）「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」
2. 本公開草案に対するコメント期間は 2 か月であり 2020 年 11 月 11 日に締め切られた。本公開草案に対しては、6 通のコメント・レター（団体等 5 通、個人 1 通）が寄せられた。
3. なお、2020 年 9 月 1 日に公表された会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)の改正案は、2020 年 11 月 27 日に「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 2 年法務省令第 52 号）として最終化されているが、本公開草案に関連する規定は改正案から変更されていない。
4. 第 137 回実務対応専門委員会（2020 年 12 月 23 日）及び第 448 回企業会計基準委員会(2020 年 12 月 24 日)ではコメントへの対応案及び実務対応報告等の文案について審議しており、聞かれた意見は審議事項(1)-8 に記載している。

本日の審議事項

5. 本日の審議では、これまでの審議を踏まえ、以下の公表の承認に関するご審議をいただきたい。このうち(2)が公表議決の対象となる。
 - (1) コメントへの対応案（審議事項(1)-2）
 - (2) 実務対応報告等の文案

- ① 実務対応報告第●号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(審議事項(1)-3) (公開草案からの修正履歴付の資料を参考資料としている。)
 - ② 改正企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(審議事項(1)-4) (新旧対照表を参考資料1としており、新旧対照表の公開草案からの修正履歴付の資料を参考資料2としている。)
 - ③ 改正企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(審議事項(1)-5) (新旧対照表を参考資料1としており、新旧対照表の公開草案からの修正履歴付の資料を参考資料2としている。)
- (3) 「公表にあたって」の文案 (審議事項(1)-6)
- (4) 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討 (審議事項(1)-7)

以 上